

愛媛県全県域生活排水処理構想（詳細版）
（第三次全県域下水道化基本構想の中間見直し）

平成30年3月改訂

愛 媛 県

目 次

第 1 章	構想の趣旨	
1	構想の趣旨	1
2	目標年度	1
3	構想の策定方針	2
第 2 章	生活排水処理対策の現況と課題	
1	生活排水処理施設の種類	3
2	生活排水処理施設の現況	4
3	生活排水処理施設の整備事業費	1 2
4	生活排水処理施設からの発生汚泥量	1 3
5	公共用水域の水質の現況	1 4
6	生活排水処理対策の課題	1 8
第 3 章	生活排水処理対策の目標	
1	生活排水処理施設の整備計画	2 0
2	生活排水処理施設の整備事業費	3 0
3	生活排水処理施設からの発生汚泥量	3 1
4	公共用水域の水質改善効果	3 2
第 4 章	生活排水処理対策の推進	
1	生活排水処理対策の基本方針及び施策体系	3 4
2	具体的な施策の展開	3 6
3	各主体の役割分担	3 9
4	構想の進行管理及び実施状況の公開	4 0
[参考資料]		
1	施設整備の広域化・共同化について（事業紹介）	1
2	生活排水処理施設からの発生汚泥及び処理水の活用方策	3
3	市町別処理形態別人口の推移	5

第1章 構想の趣旨

1 構想の趣旨

愛媛県は、美しい自然と豊富な水産資源を誇る瀬戸内海や宇和海に面しています。私たちは、このかけがえのない貴重な財産を後世に引き継いでいくため、これらの海域とそこに注ぎ込む河川の水質を保全し、快適で潤いのある水環境を創造していかなければなりません。

現在、私たちの身近な河川や海域の水質汚濁は、工場・事業場の排水規制の実施により過去に比べて改善されてきましたが、家庭から日常生活に伴い排出される生活排水については、排水処理施設の整備がまだまだ十分でないなど対策が後れており、水質に大きな負荷を与えています。

このため、本県では、平成9年度に「全県域下水道化基本構想」を策定し、この構想をガイドラインとして生活排水処理施設整備を計画的に推進してまいりました。

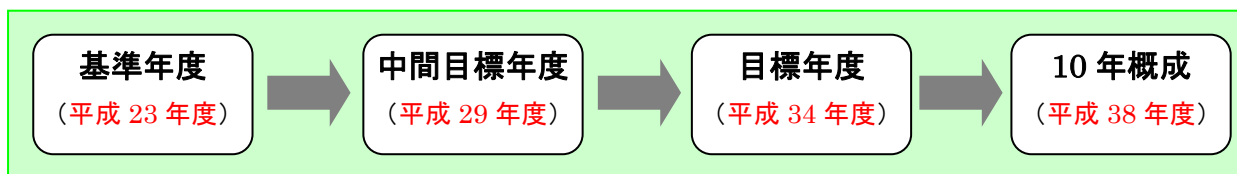
しかし、国・地方を問わない財政のひっ迫、過疎化や少子・高齢化の進展など、公共施設整備を取巻く社会環境は大変厳しくなっており、構想で示した整備計画の推進にも、遅れが生じたことから、経済的で効率的な整備計画を再構築するため、平成15年度に「第二次愛媛県全県域下水道化基本構想」を策定（平成19年度中間見直し）した後、平成24年度に第三次構想を策定しました。

その結果、平成28年度末には、汚水処理人口普及率が77.2%に向上するなど、一定の効果を挙げてまいりましたが、全国平均（90.4%）と比較するとまだまだ低位にあり、今後とも、生活排水処理施設の一層の普及に向けた取組を進める必要があります。

また、平成26年1月に汚水処理施設整備を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）がとりまとめた「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」において、今後10年程度を目途に汚水処理の概成（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備を概ね完了すること）を目指すことが求められるなど、各種環境の変化に対応するため、今般、中間年度である平成29年度に県下全市町の協力をいただいで、構想の見直しを行うとともに、表題を「愛媛県全県域生活排水処理構想」と改称しました。

2 目標年度

第三次構想は、平成23年度を基準年度とし、平成34年度を最終目標年度とするとともに、今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指す必要があることから、平成38年度を汚水処理人口普及率の目標年度に追加し、計画的な整備を促進します。



3 構想の策定方針

この構想は、各市町において広域的な観点から各種事業の特性に応じて分担を調整し、地域住民の理解の下に処理区域の設定や整備手法の選定を行う必要があることから、策定しています。

なお、原則として、第二次構想における方針を踏襲し、次の事項を第三次構想の策定に当たっての方針とするとともに、今後10年程度（平成38年度）を目途に汚水処理の概成を目指すこととしました。

- ① 構想は、県下全市町を対象とする。
- ② 構想の目標年度は、平成34年度とする。
- ③ 構想は、地域間格差の是正や施設整備上の問題点、維持管理の方法、施設から発生する汚泥量等の現状と課題を十分把握した上で策定する。
- ④ 個別汚水処理は、合併処理浄化槽方式とする。
- ⑤ 原則として、従来進めてきた施策（既存施設・既存計画）を踏襲しながら、適用可能なあらゆる事業制度を活用する。
- ⑥ 整備手法の選定に当たっては、地域特性、住民意向、緊急性、経済性、管理の容易性、今後10年程度での概成等を考慮し、最適な整備手法を選定する。
- ⑦ 県、市町及び県民による一体的な推進体制を確立するため、全県域の汚水処理施設整備に向けて講ずべき施策を体系的に提示する。